

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	法務コンプライアンス課
処分の 名称	公文書の開示請求に対する決定
処分権者	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長、議会
根拠規定	周南市情報公開条例第11条第1項・第2項
基準規定	周南市情報公開条例第7条～第10条
審査基準	周南市情報公開条例第7条～第10条 規程は略
標準処理 期間	開示請求があった日から14日（補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	法務コンプライアンス課
処分の 名称	個人情報利用の停止、消去又は提供の停止の請求に対する決定
処分権者	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長、議会
根拠規定	個人情報の保護に関する法律第101条
基準規定	個人情報の保護に関する法律第100条
審査基準	個人情報の保護に関する法律第100条 （保有個人情報の利用停止義務） 第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
標準処理 期間	利用停止請求があった日から30日（補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	法務コンプライアンス課
処分の 名称	個人情報の訂正（追加及び削除を含む。）請求に対する決定
処分権者	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長、議会
根拠規定	個人情報の保護に関する法律第93条
基準規定	個人情報の保護に関する法律第92条
審査基準	個人情報の保護に関する法律第92条 （保有個人情報の訂正義務） 第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。
標準処理 期間	訂正請求があった日から30日（補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	法務コンプライアンス課
処分の 名称	個人情報の開示請求に対する決定（令和5年4月1日改正）
処分権者	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長、議会
根拠規定	個人情報の保護に関する法律第82条
基準規定	個人情報の保護に関する法律第78条～第81条
審査基準	個人情報の保護に関する法律第78条～第81条 規定は略
標準処理 期間	開示請求があった日から14日以内（補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。）
備考	